

○飯塚市審議会等の会議の公開に関する要領

平成22年5月31日

飯塚市告示第147号

改正 H27-119

1 目的

この要領は、飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程（平成27年飯塚市訓令第4号。以下「規程」という。）に基づき、執行機関の附属機関等（以下「審議会等」という。）の会議を公開するために必要な事項を定め、公正で透明性の高い開かれた行政活動を一層推進することを目的とする。

（H27-119一改）

2 公開の基準

審議会等の会議は、規程第8条第1項の規定により、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（H27-119一改）

- ① 不服申立て、苦情処理、あっせん及び調停に係る審議を行うとき。
- ② 飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号。以下「条例」という。）第8条各号に定める適用除外情報を含む内容について審議を行うとき。

（H27—119一改）

3 公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、前記2に規定する公開の基準に基づき、審議会等の長が会議に諮って（必要があれば会議開催前に委員からの意見聴取も可）決定するものとする。この場合において、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにしなければならない。

4 公開の方法

(1) 会議の傍聴

会議公開にあたっては、傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めるものとする。また、会議が公正かつ円滑に行われるよう、別に定める「附属機関等の会議の傍聴に関する要綱」（平成21年飯塚市告示第136号）に基づいて、会場の秩序維持に努めるものとする。

(2) 傍聴者への資料提供

傍聴者に対しては、議案等の資料を配布するなどの配慮に努めるものとする。ただし、非開示情報が記載されている場合又は資料が相当な量になる場合につ

いては、資料の全部又は一部を配布しないことができるものとする。

5 会議公開の周知方法

- (1) 会議公開にあたっては、広く市民に周知するため、広報紙及びホームページに公開情報を掲載するほか、報道機関への情報提供等適切な方法をもって行うものとする。
- (2) 公開情報の提供は、当該会議開催日の概ね1月前に行うものとする。
- (3) 緊急に会議を公開する場合は、可能な方法により周知するよう努めるものとする。

6 周知事項

公開情報の提供に際しては、原則として次に掲げる事項の周知を図ることとする。

- ① 公開する審議会等の名称、設置目的、委員の氏名等
- ② 開催日時(開始・終了予定時間も明確にする)
- ③ 開催場所
- ④ 審議事項(議題)
- ⑤ 傍聴者定員及び決定方法並びに結果の通知方法(定員が設定されている場合)
- ⑥ 募集手続き(申込先・申込方法)
- ⑦ 募集期間
- ⑧ その他必要と認められる事項

7 会議録の作成及び公開

(1) 会議録の作成

審議会等の会議経過及び会議結果の正確性を確保するため、条例第16条第2項の規定に基づき、会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録(別紙)を作成するものとする。なお、会議録は原則として要点筆記とし、次に掲げる事項を記録するものとする。

- ① 議題及び議事の要旨
- ② 出席及び欠席委員の氏名
- ③ 説明のため出席した事務局職員等の氏名
- ④ その他、審議会等の長又は会議において必要と認めた事項

(2) 会議録の公開

会議を公開した審議会等は、飯塚市情報公開条例施行規則(平成18年飯塚市規則第13号)第7条第1項の規定に基づき、会議録を原則として公開し、ホームペー

ジへの掲載及び情報公開コーナーにて情報の閲覧に供するものとする。また、会議を非公開とした場合であっても、飯塚市情報公開条例第8条各号に掲げる適用除外情報に該当するものを除き、会議録を公開するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 告示第119号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙)

会 議 録

会議の名称	
開催日時	
開催場所	
出席委員	
欠席委員	
事務局職員	
会議内容	
会議資料	
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 人)
その他 (非公開理由等)	